

Ohwa & Co.

應和監査法人



Member of
Allinial
GLOBAL[®]
an association of independent firms

品質管理に関する 報告書 2023

Ohwa Group Quality Report 2023



Chapter 01	総括代表社員から	
	ご挨拶.....	05
	経営理念.....	06
	ガバナンス体制について.....	08
Chapter 02	AQI	
	監査品質の指標(AQI)概要.....	11
Chapter 03	品質管理体制について	
	「品質管理の應和」を目指して.....	14
	当監査法人の品質管理体制.....	15
Chapter 04	人的基盤について	
	人材に対する考え方.....	21
Chapter 05	ICT基盤について	
	ICT基盤への考え方.....	25
Chapter 06	財務基盤について	
	財務基盤への考え方.....	29
Chapter 07	国際対応基盤について	
	国際対応基盤の考え方.....	32
Chapter 08	應和監査法人について	
	事務所概要.....	35
	ガバナンスコード対応状況.....	38

chapter 01

総括代表社員から

ご挨拶	05
経営理念	06
ガバナンス体制について	08

ご挨拶

應和監査法人は、大手監査法人のシニアパートナーを中心に5人の社員により2007年5月に設立されました。当時は、大手監査法人の監査クライアントで起きた会計不正により、監査業界が大きく変動するなか、中小監査法人であっても監査品質を適切に維持した状態で、指導性を発揮し、会計監査を通じてクライアントの成長に寄与し、社会経済の重要なインフラとなることを目指して設立され、その想いや理念は今も続いております。

昨今においても、会計不祥事の発生に伴い、私ども監査法人の責任がクローズアップされることが多く、その都度、新しい基準の設定や監査法人に対するガバナンスコードの適用等、監査の品質維持・向上のための施策が追加されております。

確かに、当監査法人も、資本市場の根幹を支える公的役割を担う存在として、様々な利害関係者に対して説明責任を果たすため各種基準等に準拠した監査を提供していくことは当然と考えており、新たな施策が実施される都度、監査ツールの開発・運用・見直し、厳格な品質管理規程の制定・運用等、監査品質の維持・向上に多くの時間と労力を費やしてきました。

しかし、公認会計士制度が始まって以降約70年、日本最初の監査法人が設立されてから約50年のあいだ、我々の使命・役割は大きく変わったのでしょうか。

当監査法人は、設立以来、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する(公認会計士法1条)」ことをまさに監査法人の不変の使命として考えております。

これは、単に形式的なマニュアルに則って監査を実施し、批判的に指導することを意味しているのではなく、『物事の事実関係を適切に把握すること』、そして

『「指導的機能」と「批判的機能」の2つを両輪として監査を実施すること』で、財務諸表の信頼性を高め、ひいては監査法人の使命を全うできると考えております。

私たちは、制度の形式的な側面に振り回されることなく、監査法人の使命をあらためて認識し、企業及び利害関係者から真に信頼される監査法人を目指してまいります。



総括代表社員 澤田昌輝

経営理念

当監査法人では、「事実」の認識力をベースに、「批判的機能」と「指導的機能」2つを発揮し、企業及び様々な利害関係者から真に信頼される監査法人を目指すことを経営理念としております。その上で、経営理念を実現するための施策として以下の事項を達成すべきステータスとしてマネージメントしております。

1. 監査品質の維持・向上

原則として、上場企業を監査する以上、その品質レベルに“監査法人の規模”は関係ないと考え、監査業務においては、監査品質を最も重視しております。

詳細は、「03品質管理体制について」に記載しておりますが、そもそも、無理な拡大志向は持たず、リソースが足りない場合や業務リスクが高い場合には、監査契約の受嘱や監査契約の継続をしないことを全社員が共有認識しております。その上で、監査基準等に基づいた監査を適切に実施できるよう、業務管理部が所内の様々なインフラを整備しているほか、品質管理に責任を持つ品質管理委員会が、日々又は定期的に所内のインフラのチェックを含め法人の監査品質の状況をモニタリングし、必要な改善事項を全社員で共有し、監査品質の維持・向上に努めております。

2. 監査クライアントへの指導的機能の発揮

監査品質の維持と向上を大前提とした上で、我々監査法人に社会やクライアントが求めている最も重要なことは「指導性」だと考えており、その上で、「ダメなものダメ」ときちんと批判をしていくことを全職員に示しております。簡単なようですが、事実関係をきちんと認識する力がなければ、必要となる会計処理がわかりませんし、コミュニケー

ション能力がなければ適時適切に相手に伝え理解していただくことはできません。何よりも当監査法人の職員1人1人が常に「当事者意識」を持ち、業務に取り組んでいくことが重要なことと考えております。

なお、非監査業務については、専門職員の指導的機能を含めた専門的能力を幅広く身に付けていくために重要な業務と考えていることから、倫理規則や当監査法人内で決められている独立性のルールを逸脱しない範囲で受嘱するようしております。

3. 1人1人が会計監査業界のプロとなるための人材（専門職員）の育成

監査品質を担保するためにもっとも重要なものの1つとして、“人材”を考えております。専門職員の採用については、年間の採用計画に基づき公認会計士試験合格者だけでなく、会計の専門家を目指す者やICTの専門家等を幅広く積極的に行い、入所した後の「研修育成」を重視しております。

具体的には、CPDとして求められている必須研修分野を含めた年40時間以上の事務所での全体研修のほか、専門職員のバックグラウンド別に、「新人研修プログラム」や「システム監査研修」「監査総論を含めたアソシエイト研修」「内部統制研修」「各勘定科目別研修」のほか、外部専門家による「プレゼン研修」等も用意し、各現場でのOJTと相乗効果になるよう計画しております。

また、各職員が専門力を身につけた上で、「組織としてのチームプレー」を実践できることがとても重要になることから、研修内においても「グループワーク」を取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図れるよう取り組んでおります。

研修のほか、各専門職員のキャリアプランや現状の能力と実務が大きく乖離しないよう、年に最低2回のカウンセリングを実施し、監査チームの編成やアサインへも反映するようしております。

最終的には、各専門職員がそれぞれのポジションにおける「当事者意識」を持ち、“各監査チームでベストパフォーマンスができる”ことを目標に人材育成に取り組んでおります。

4. ICTの積極的な導入及び開発

監査品質を維持・向上していくためには、ICTの積極的な活用も必要不可欠と考えております。例えば、企業の営業データや会計データは多くの企業でペーパーレス（データ）に移行しており、監査をする側にもICTの知識が必須であることと同時にAIとまでいなくてもRPAやエクセルの集計機能、マクロ機能を活用することで、企業データの監査は人間がやる以上に“効果的”かつ“効率的”に実施することが可能になると考えております。その上で、専門職員（人）は、個々の企業を理解し、時間をかけ必要となる会計処理や内部統制を考え、指導性を発揮する時間を確保できると考え、積極的にICT領域への投資及び開発を進めております。

5. 「クライアントのサポート」及び「職員の国際的感覚の形成」を目的とした国際戦略

昨今、国際的な事業活動をしていない企業はほとんど無くなってきており、監査法人においてもそのような企業をどのように監査していくのかは大きな課題と考えております。

当監査法人では、世界における日本のプレゼンスや独立的な運営を重要視し、ネットワークファームではなくアソシエーションネットワークである2つのグローバルネットワークに加盟しております。

監査品質については、各国のメンバーファームで適切に整備運用することが当たり前だと考えていることと、不明な点があれば適切にコミュニケーションし解決していくことで、クライアントのサポートについては、十分と考えているためです。このコミュニケーションの過程で、各メンバーファームの専門職員同士も情報交換をすることができ、信頼関係を築けるほか全職員が国際的感覚を形成することもでき、ネットワークファーム型のグローバルネットワークに加盟せずとも現時点では目的を達成することができると考えております。

なお、現在加盟している「ALLINIAL Global」と「AGN International」はアソシエーションネットワークの中では、第2位と第8位の規模があり、クライアントのサポート範囲、能力、グループ監査の質の観点からもBig4以下のネットワークと同じように発揮できると考えておりますが、引き続き、監査品質にフォーカスし情報交換を続け、グローバルネットワークとして維持・向上を図ってまいります。

ガバナンス体制について

最終的な意思決定機関は社員会としております。社員会での決定事項の執行に関する最終責任は「総括代表社員」が負い、品質管理責任者、業務管理担当社員、人事担当社員等各責任者へ権限移譲して行われ、その状況は、適時に総括代表社員へ報告されるとともに毎月の社員会や運営会議でも共有されております。また、品質管理委員会では、品質管理責任者の指揮のもと品質管理システムに関する運用及び整備の有効性について適時検証しております。

なお、毎月の社員会のほか、外部の顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士を交えた会議も毎月実施しており、経営上の相談や助言をさせていただいております。

應和監査法人の組織は以下のとおりとなっております。

各組織について

業務管理部

監査の品質を維持・向上するための、監査マニュアルや監査プログラムの開発、個々の監査業務の管理（執行社員や審査担当社員候補者の提案、専門的見解への問い合わせ、アサイン管理、審査までの業務管理等）については、「業務管理部」が行っております。また、監査業務におけるICTの活用としてRPAプロジェクトや調書電子化プロジェクトに取り組んでおりますが、総合して「監査業務DX」とし、「業務管理部」が総括代表社員及びICTチームと一緒に進めております。

人事部

「人事部」では当監査法人の採用計画に従った定期採用のほか、営業の状況や人員数の動向を見ながら通年採用に取り組んでおります。また採用後の研修及び人事考課（カウンセリング）については、日々の監査業務にも関係することから、業務管理担当社員と連携しながら実施しております。

総務部/経理部

庶務業務・経理業務の他、法人で使用す

る全てのICT（ハード及びソフト）を「ICTチーム」にて管理しております。ICTチームには、3名のICT専門職員が在籍しており、法人内のICT運用サポートや情報セキュリティも管理しております。

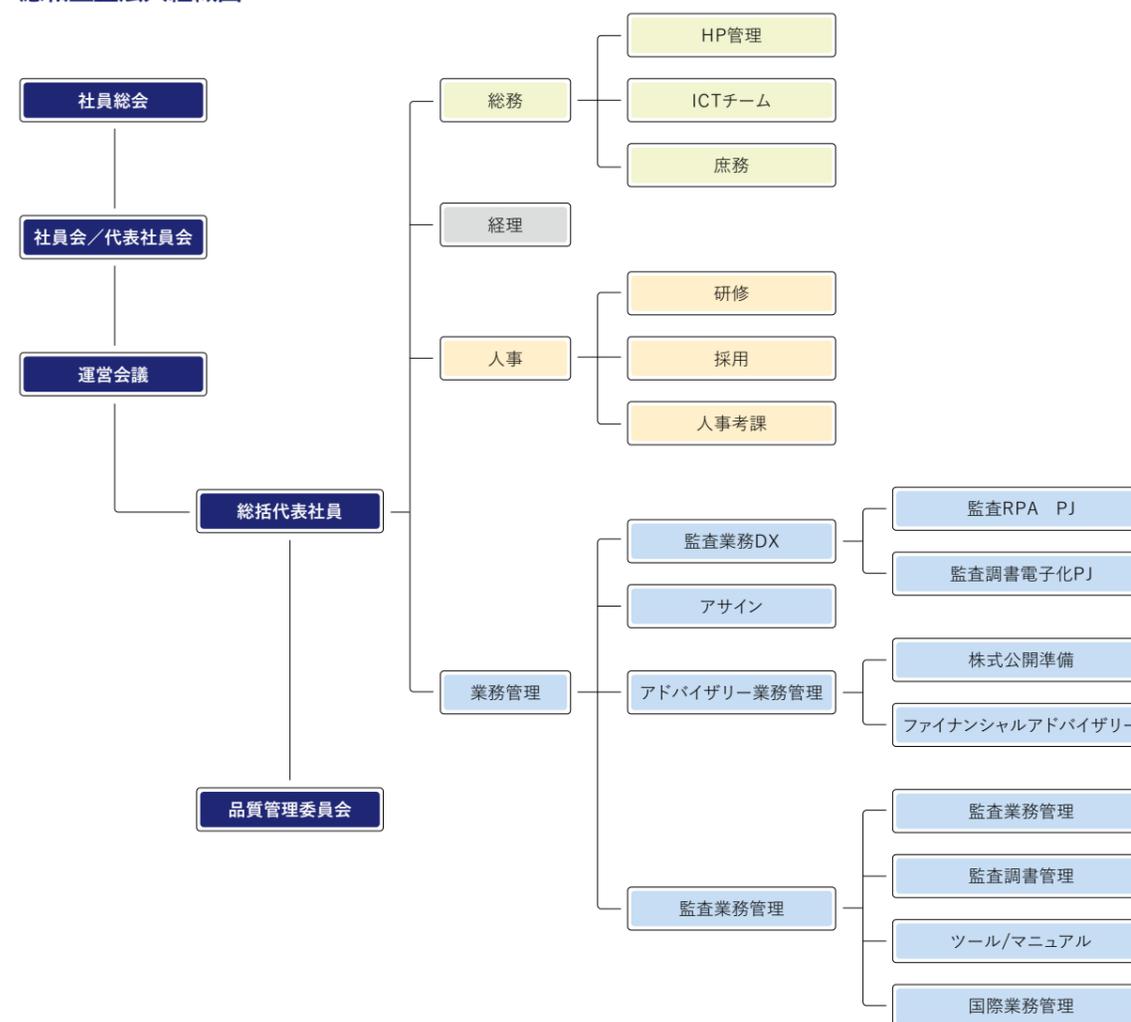
また、ICT専門職員は、システム監査の研修も受けており、監査チームの要請によりICT専門家によるシステム監査も実施しております。

品質管理委員会

「品質管理委員会」は業務管理部で執行していることを独立した委員会としてモニタリングし、必要な場合には、運用改善をさせることで品質管理の維持・向上を図っております。そのため、品質管理委員会委員長が品質管理責任者となっております。

品質管理委員会は、品質管理計画に従って活動しており、月に1回品質管理委員会を開催し活動報告を行っております。品質管理委員会には、品質管理委員長のほか、3名の社員が出席し、当監査法人の監査品質上の問題点について、共有するとともに改善方法を協議決定し、業務管理部での執行に反映するようにしております。

應和監査法人組織図



(2023年9月30日現在)

監査品質の指標 (AQI) 概要

当監査法人は、継続的な監査品質の向上を図るため、監査品質を評価する基準を設け、それに基づいて定期的な監査品質の監視を行い、その結果を元に品質向上の取り組みを進めてまいります。

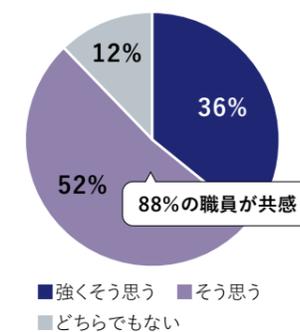
chapter 02

AQI

監査品質の指標 (AQI) 概要 11

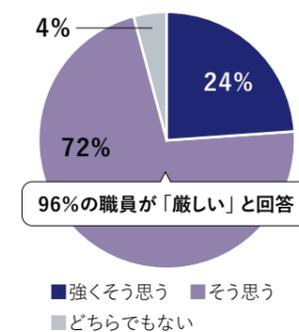
経営理念及び品質管理に対する考え方への理解

経営者の経営理念や監査に対する考え方に共感しますか？



実施時期：2023年9月

当監査法人の品質管理体制は厳しいと思いますか？



実施時期：2023年9月

職業倫理と独立性

独立性チェック実施	2022年	2023年
	2022年12月実施	2023年12月実施
	回収率 100%	回収率 100%
	違反事項なし	違反事項なし

※毎年12月に実施

報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	2022年11月	2023年11月
	7.3%	7.9%

人員の推移

	2021年11月	2022年11月	2023年11月
社員	6	5	5
公認会計士	11	13	15
公認会計士試験合格者	5	4	4
監査補助職員(アソシエイト・ICT含む)	10	12	12
その他事務員	3	3	3
合計	35	37	39

研修時間

CPD:

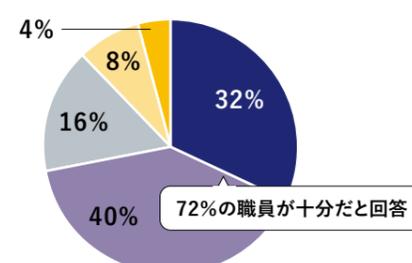
2022年度 パートナー平均: 79.6単位
 公認会計士平均: 61.7単位
 準会員平均: 54.7単位
 アソシエイト平均: 52単位

全体研修時間:

2022年度 51.5単位

当監査法人では、全職員が日本公認会計士協会のCPD（継続的専門能力開発）制度における必要な単位数（必須科目を含む）を達成しております。

研修時間は十分だと感じますか？



■ 強く思う ■ そう思う ■ どちらでもない
 ■ そう思わない ■ 全く思わない

実施時期：2023年9月

※日本公認会計士協会のCPD制度に基づき、2022年4月～2023年3月の研修をCPD単位としてカウントしております。

ICTの活用状況

ICT専門職員の人数推移

2022年11月: 3名 2023年11月: 3名

VDI・クラウドサーバーによる運用:

2020年より開始

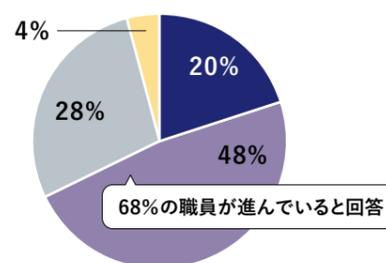
原則として外部に持ち出すクライアントPCには何もデータが残らないように運用しております。

ペーパーレス監査調書の導入状況:

2024年3月期より全クライアントへ導入

2023年3月期から上場会社を除く全ての監査契約に対して導入し、2024年3月期からは上場会社を含めた全ての監査契約に対して導入しております。

当監査法人ではIT活用が進んでいると感じますか？



■ 強く思う ■ そう思う
 ■ どちらでもない ■ そう思わない

実施時期：2023年9月

モニタリング・外部レビューの状況

法人内部の定期的な検証の結果

2022年度	2023年度
重要な不備事項なし	重要な不備事項なし

直近の外部の公認会計士協会(JICPA)による品質管理レビュー(通常レビュー)の結果

当監査法人においては、2021年12月20日より24日までレビューが実施されました。これを受けて、2022年3月9日付で「重要な不備事項は見受けられなかった」とする品質管理レビュー報告書等を受領しております。

公認会計士・監査審査会の検査結果

当監査法人は過去に公認会計士・監査審査会の検査を受けたことはありません。

chapter 03

品質管理体制について

「品質管理の應和」を目指して	14
当監査法人の品質管理体制	15

「品質管理の應和」を目指して

公認会計士・監査法人が社会において果たすべき使命とは何でしょうか。

それは公認会計士法1条に「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と記載されています。

すなわち、監査・会計のプロフェッショナルとして、財務書類の信頼性を確保すること、が重要になりますが、そのためには、監査業務の品質が高いレベルで確保されていることが大前提となります。應和監査法人では、「品質管理の應和」をキャッチフレーズに、監査の品質管理を法人における最重点項目として掲げており、高い品質の確保に常に注力しております。その結果、法人設立以降、過去の公認会計士協会の各種レビューにおいて、監査品質に関し、重要な指摘を受けたことはありません。今後も高いレベルの品質管理体制を維持向上させながら、永続的な法人の成長を目指していきます。

應和監査法人における高品質の品質管理を支える主要な組織としては、品質管理の執行部門として監査ツール・マニュアルの改訂、監査チーム体制の検討、専門要員の教育研修等を担当する業務管理部、各監査業務の定期的な検証及び事務所の日常的業務の監視を中心に品質管理体制の管理監督を行う品質管理委員会があります。これらの組織を通じて、法人の成長をより高みへと導いていきます。



品質管理委員会 委員長 土居 靖明

当監査法人の品質管理体制

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続きに係る規程を定めており、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、総括代表社員が、最終的な責任を負っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任部署として品質管理委員会を設けております。

また、当監査法人は、「監査における不正リスク対応基準」(平成25年3月26日企業会計審議会)等の設定に伴い、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続きを定め、適切な整備及び運用に努めています。不正リスクにおける品質管理に関する責任者を品質管理委員会委員長とし、その整備及び運用に関する責任部署は品質管理委員会としております。

職業倫理の遵守及び 独立性の保持のための方針及び手続

1. 職業倫理

当監査法人は、監査実施者（社員及び専門職員）の独立性と倫理性を保持するために、監査実施者の適格性要件をまとめ、研修等を実施することにより、「倫理規則等」の遵守について周知徹底を図っております。

2. 独立性

独立性について、当監査法人の社員及び職員は、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守しております。また、これらの法令及び諸規則の独立性に関する方針を遵守すべく、当監査法人の規程にルールを定めております。また、当該ルールに基づき、法人全体としては、定期的にすべての社員及び職員から「独立性のチェックリスト」により「独立性の確認書」を入手しております。

3. ローテーションの方針及び手続

監査業務に関与する社員のローテーションについては、「倫理規則」のローテーションに関する規則に基づき、社員ローテーション計画表を策定し、これに基づく運用と監視を行っております。

監査、監査に準ずる業務及び これらに関する業務（以下、 「監査業務等」という。）の契約の 受任及び継続の方針に関する事項

1. 監査業務等の契約の受任

監査業務等の契約の受任に先立ち、企業と当監査法人（社員及び職員を含む）の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の姿勢やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件、業務リスク及び所内のリソース等を検討し、監査業務等の契約の受任にあたっては、審査担当社員による承認の上、社員会の受任決議を必要としております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の受任の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の新規受任に伴うリスクを評価し、契約の新規受任時にリスクの程度に応じて、法人内で適切な承認を得るための手続きを定めております。

2. 監査業務等の契約の継続の方針

監査業務等の契約の継続は審査担当社員による承認を必要としております。監査業務等の継続の承認手続は、実質的な業務の開始前に完了することとし、その後の経過をモ

ニタリングしております。

その結果、対応しがたいリスクが識別された場合には、監査業務等は継続しないこととしております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の継続の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の継続に伴うリスクを評価し、継続時にリスクの程度に応じて、法人内で適切な承認を得るための手続きを定めております。

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

1. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査に関する法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、金融商品取引法関連の法令、監査基準、中間監査基準、四半期レビュー基準、内部統制監査基準、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書や監査に関する実務指針等が含まれます。

当監査法人は、これらの法令及び諸規則に準拠した監査を実施するために、「監査マニュアル」を定めております。

監査の実施に当たっては、当該監査マニュアルの内容を反映した監査プログラムを用いております。この監査マニュアルに従って監査を実施することにより、すべての社員及び専門職員の監査諸規則への遵守が図られるため、関連する法令及び諸規則への準拠、監査業務の統一的な実施と品質の維持が担保されます。

また、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続きを定めて実施しております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、業務執行社員及び審査担当者が検討した上で、必要な場合には業務管理部または應和グループ内の弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人等、又は外部の他の専門家に問い合わせを行うこととしております。

また、監査チームは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ業務管理部または應和グループ内外の適切な者に専門的な見解の問い合わせを行うこととしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、すべての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行い、審査に関する方針及び手続きを「審査規程」として定めております。

なお、審査の担当者（審査担当社員）は、品質管理規程により業務執行社員ではない社員から選定し、審査の担当者の審査結果を受けて、社員会に報告しております。

審査の担当者の選任に当たっては、必要な経験・能力等といった適格性の要件を勘案しております。審査規程に基づき必要と認められる場合には、監査意見の形成に関して社員会による審査を実施しております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査に関する規程に基づき、修正後の監査計画及び監査手続きが妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査の担当者または社員会の審査において審議することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための

方針及び手続

監査専門職員は監査チーム内で監査上の判断の相違が生じるおそれのある場合は速やかに業務執行社員に報告することにしております。また業務執行社員と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じた場合は、社員会での討議、専門家等の見解の入手等を行い監査上の判断の相違を解決することとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書の最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日後60日以内と定めております。また、監査調書のうち当座調書の保存期間は、監査対象事業年度に係る最終の監査報告書日から起算して10年間と定めております。これらを含めた監査調書の管理の方針及び手続については細則を定め運用しております。なお、当監査法人では、原則として、電子監査調書ツールを使用しており、監査調書は電子監査調書として運用をしております。

2. 専門職員の採用、育成、評価及び監査チーム編成の方針及び手続

専門職員の採用については、法人の経営方針に基づく採用計画により実施しております。

専門職員の育成については、CPDとして求められている必須研修分野を含めた年40時間以上の全体研修のほか、各専門職員のバックグラウンド別に、「新人研修プログラム」や「システム監査研修」「監査総論を含めたアソシエイト研修」「内部統制研修」「各勘定科目別研修」や、外部専門家による「プレゼン研修」等も計画し、各現場でのOJTと相乗効果になるよう実施しております。

専門職員の評価については、年1回の法人評価テーブルに基づく評価を実施すると

同時に年2回定期カウンセリングを実施し評価内容を職員へ伝えタイムリーにフィードバックが出来るようにしております。

監査チームの編成は、編成のための方針を策定し、当該方針にしたがって、業務管理部が編成しております。チームの編成に関しては、各業務に必要な専門能力や経験のほか専門職員とのカウンセリングを考慮し実施しております。

また、専門職員の育成において、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内の全体研修において不正調査の経験を有する社員が講師となり、不正関連の研修を行うようにしております。

3. 品質管理システムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続きを定めております。

品質管理システムの監視の目的は、職業的専門家としての基準及び法令等遵守、品質管理システムの整備と運用の状況、発行する監査報告書の適切性の評価を行うことにあります。

品質管理システムの監視は、品質管理委員会により日々又は定期的に行われ、その活動状況は毎月の品質管理委員会での社員へ報告されております。

また、不正リスクへの対応を含めた定期的な検証において、監査契約の新規締結及び更新、業務の実施及び監査事務所間の引継等が関連規程に準拠して実施されていることを確かめております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって不備が

発見された場合、品質管理委員会においてその影響に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、総括代表社員及び社員会に報告し対処する体制としております。

(3)不服と疑義の申し立ての方針及び手続

当監査法人内における不服と疑義の申し立てについて、適切に対処することを合理的に確保するために通報制度を整備・運用しており、これらの申し立てを受けることを可能とするための通報窓口を当監査法人内外に設けております。

また、不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報については、情報受信者より、業務管理担当社員及び業務執行社員へ適時に伝達され、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて総括代表社員及び品質管理委員会に報告されていることを確かめております。

(4)外部機関による監視

監査法人に対する、公認会計士法等に基づく我が国における外部機関の監視の制度には、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）による検査があります。

詳細は、以下の「4.品質管理システムの監視活動の具体的な内容」をご参照ください。

4. 品質管理システムの監視活動の具体的な内容

(1) 品質管理委員会の活動

品質管理委員会は、月に一度、社員を構成員として開催しており、監査の品質管理規程、品質管理委員会運営規程等に基づき、監査マニュアル、ツール、標準フォーマットの改訂、ローテーション計画、定期的検証、

日常的監視の実施計画、品質管理関連の研修計画等の決議や、各クライアントの審査状況、調書登録の状況等を定期的検証や日常的監視を通じてモニタリングしその結果を品質管理委員会及び社員会へ報告しております。

また、品質管理委員長は品質管理担当社員（品質管理責任者）が担当しており、品質管理に関する各種トピックに係る情報収集と共有や倫理、独立性に関する事実の周知、啓蒙活動を日々実施しております。

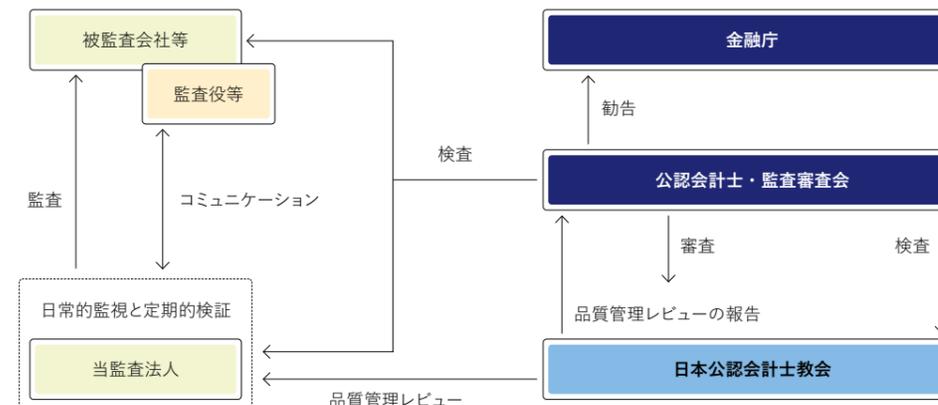
(2)日常的監視及び定期的検証

品質管理委員会により当監査法人の日常的監視、監査業務の定期的検証の年間計画を定め、それに基づいて検証担当者が実施しております。その結果は品質管理委員会及び社員会に報告され、更に今後の監査業務等の品質管理に役立てるために、研修等を通じて専門職員等にフィードバックされております。

(3)協会による品質管理レビュー及び審査会による検査

協会の品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しております。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促しております。



(4)法人内部及び外部のレビュー及び検査結果

法人内部の日常的監視、定期的な検証の結果

年度	2021年11月期	2022年11月期	2023年11月期
定期的検証の対象となる母集団社数(上場会社数)	9	9	10
上記のうち、定期的検証対象社数	1	2	2
結論	重要な不備事項なし	重要な不備事項なし	重要な不備事項なし

日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果

当監査法人においては、2021年12月20日より24日までレビューが実施されました。これを受けて、2022年3月9日付けで「重要な不備事項は見受けられなかった」とする品質管理レビュー報告書等を受領しております。

公認会計士・監査審査会の検査の結果

当監査法人は、過去に審査会の検査を受けておらず、検査結果通知書は受領していません。

chapter 04

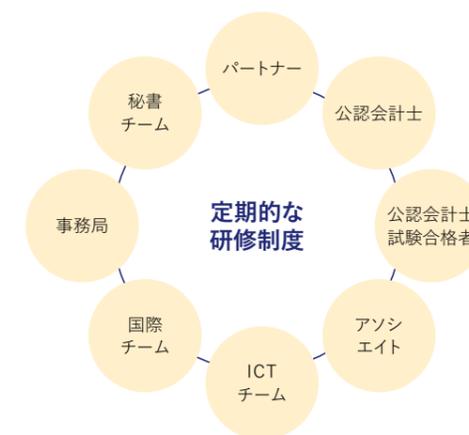
人的基盤について

人的基盤への考え方

21

人的基盤への考え方

経営理念を踏まえた上で、監査品質を維持・向上していくためには、優秀な人材を継続的に採用し、育成していくことが重要なことだと考えております。ただし、近年監査の担い手である公認会計士の監査離れが顕著にあらわれており、また、監査クライアントにおいても、“新しいビジネスモデルの登場”、“広範囲にわたる高度なITの導入”、“サステナブルに対する開示”等、従前の公認会計士の基礎知識を超える変化も起きております。このような外部環境の変化を踏まえて、当監査法人では、公認会計士資格の有無だけではなく、公認会計士の資格がなくとも、監査現場において必要となる様々なバックグラウンドを有する人材を採用し、お互い足りないところをサポートし合うほか、継続的に研修も実施していくことで監査品質を維持向上できると考え、具体的には以下のの方針を定めております。

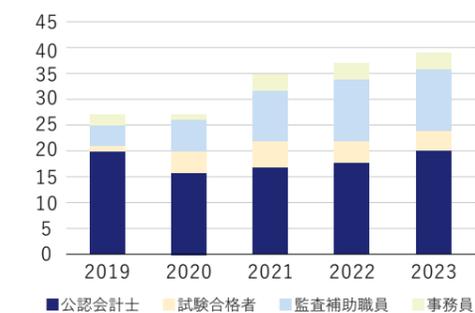


人事担当パートナー 堀 友善

採用方針

採用枠を、公認会計士（米国公認会計士及び試験合格者を含む）、ICT専門職員、その他の資格保持者等に分類し、当監査法人の中期的な売上計画に対応して毎年定期採用計画と通年採用計画を立案しております。採用にあたっては、当監査法人の経営理念を理解し、会計・監査業界のプロフェッショナルを目指す志を持っている人、そして当事者意識をもって、内外に積極的にコミュニケーションをとれる人を採用することを目標として活動しております。

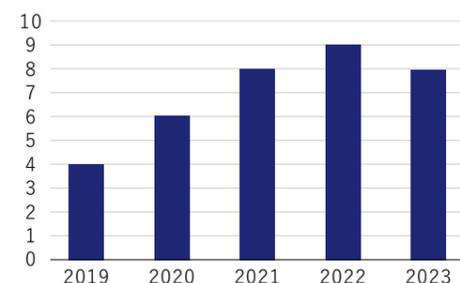
全体の人数推移



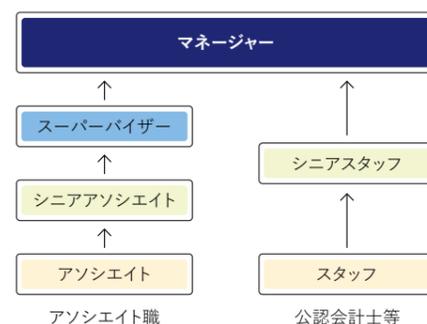
アソシエイト制度の採用

近年監査の担い手である公認会計士の監査離れが発生し、また近年の会計監査においては、従前の公認会計士が持つ基礎知識だけでは対応することのできない、ICTやサステナブル、ビジネスモデルも登場しております。このような外部環境の変化と様々なバックグラウンドを有する者が監査補助者をしている海外会計事務所での運用事例も考え、当監査法人では、公認会計士資格を保有していなくても、大学（会計大学院を含む）

アソシエイト職の人数推移



での学習履歴や簿記検定等で最低限の会計監査のバックグラウンドを有する者をアソシエイトとして採用しております。アソシエイトは、公認会計士資格を有する監査補助者のサポートだけではなく、キャリアに応じて監査補助業務を自ら実施できるよう研修・キャリア制度を設定しております。また、キャリアに応じて、様々な資格取得を設定または推奨しており、アソシエイト自身が監査補助経験を経て、会計・監査業界で主体的にキャリア形成することができるようにしております。



研修制度

専門職員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるためには、全ての専門職員が継続的に研修を受けることが重要であると考え、様々な研修制度を設けております。

監査品質を維持・向上するために必要とされる適性、能力および経験並びに職業倫理を備えた職員を十分に確保するために、専門的知識・能力の習得、職業的専門家としての資質の醸成、および監査マニュアルの有効な運用等に関して、CPDとして求められている必須研修分野を含めて年間40時間以上の全体研修を計画的に実施しております。また、専門職員のバックグラウンド別に、「新人研修プログラム」や「システム監査研修」、「内部統制研修」、「各勘定科目別研修」

のほか、外部講師による「プレゼン研修」等も実施しております。研修は講義形式に加えて、資格・職位横断的なグループによるディスカッションを行い、発表・共有する形式で実施し、知識の定着はもちろんのこと、プレゼン能力やコミュニケーション能力の向上を図っております。

また、研修で学んだことを監査現場において実践・定着させる「OJT」を重視しており、往査前後には、必ず監査チームにてミーティングを実施しております。往査前には、主査より当該トピックス、重点項目・割当等について事前共有・徹底を行い、往査後は各自反省点を次回に生かせるようチームでミーティングを行い、各自の成長を促しております。

さらに、当監査法人においては、公認会

計士資格は有しないものの、会計監査の知識を有する者を「アソシエイト」として採用しておりますが、月2回会計・監査についてアソシエイト研修を実施する等、さらなる知識

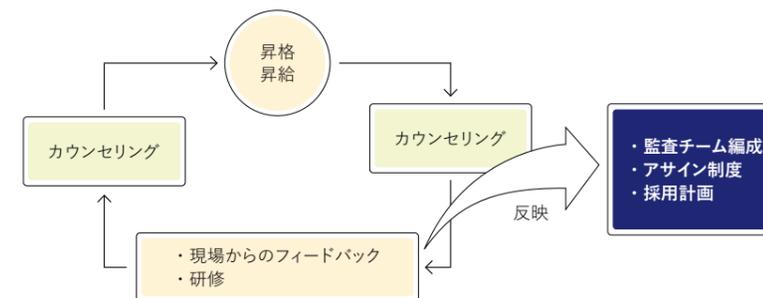
の習得・定着の機会を設け、監査現場でのOJTと相乗効果になるように計画的に研修を実施しております。



人事評価制度

監査品質を最重要視し、能力、適性、業績を考慮して評価を実施し、当該評価結果を昇給・昇格及びアサインに反映しております。具体的には、年間を通じて、各役職または年次に求められている要求事項と比較して各監査現場で業務状況を確認し、最低年2

回のカウンセリングを全専門職員に対し行うとともに、パートナーや上長である職員による業務評価を実施しております。当該評価結果を基礎として、昇給及び昇格の検討が実施され、公平性のある評価等を実施しております。また、当該評価結果を監査チーム編成やアサインへ反映するようしております。



chapter 05

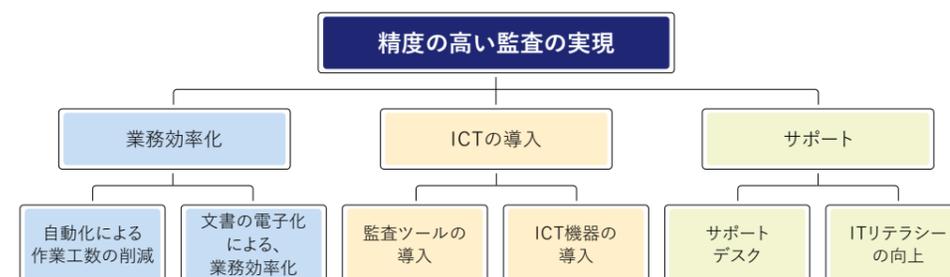
ICT基盤について

ICT基盤への考え方

25

ICT基盤への考え方

多くの監査クライアントにおいて、ペーパーレスに移行し、ICTを高度広範囲に利用している状況において、監査品質の側面からも、ICTを理解し、監査法人としてのICT基盤を整備していくことは必要不可欠なことと考えております。当監査法人では、監査品質の維持・向上という側面からも、「監査クライアントのICTの利用状況に対応した監査を適切に実施すること」、「監査人が考え、監査クライアントへ指導する時間を確保するために作業効率を上げること」を目的に、専門家によるICTチームを立ち上げ、中長期的なICT基盤の構築計画を立案し、整備運用を進めております。



ICTチームのミッション

当監査法人では、ICT分野の専門人材からなるICTチームを設けております。この規模の監査法人としては、あまり例もなく先進的な取り組みに見えるかもしれませんが、昨今のICTの急激な発展や浸透状況を考えると必要不可欠な取り組みと考えており、「監査の効率性と有効性の向上を目指したICT環境の開発・整備及び運用サポート」をICTチームのミッションとし、活動しております。

法人内では、クラウドサーバーや電子調査ツール等の専門性の高いICTインフラを整備しており、監査現場での運用サポートという観点からもICT専門チームによるサポート体制は必要不可欠です。また、監査現場において考える時間を確保し、クライアントへの指導性を発揮するために、人が行っている作業の一部を自動化していく「自動化ツール」の開発にも力を入れております。そのほ

か、監査チームの一員としてシステム監査にも対応しており、実際の監査業務に携わることで現場の細かな要求をキャッチアップし、システム上のリスクを監査チームと共有することで、監査の有効性を維持しつつ作業時間を減らし、作業スピードの向上に貢献することもできます。また、昨今情報漏洩等のセキュリティ事故が増えていることから情報セキュリティについても重要事項としており、セキュリティ研修を行うことで「職員の情報セキュリティの意識向上」も図っております。

ICT投資への考え方

多くの企業が、ICTを利用し作業の効率化を進めておりますが、当監査法人ではICTを利用し作業を効率化するだけではなく、知識労働の時間を増やす（考える時間を確保し、指導性を発揮していく）という点を重視しております。ICTの利用により作業

を効率化していくことで、監査クライアントのことを理解し、会計処理や内部統制を考え、指導性を発揮する時間を確保できると考えております。その為に必要なICT投資については積極的に行う方針です。

ICT環境

当監査法人では、業務上必要なIT機器は常勤、非常勤にかかわらず全員へ貸与しており、私的なICTツールの使用は原則として認めておりません。また、AWS (Amazon Web Services) の仮想デスクトップサービスやクラウドファイルサーバーを利用しセキュリティを強化しております。

個人所有のICT機器による情報漏洩等のセキュリティ事故は後を絶たない為、当監査法人としてセキュリティを確保している端末を貸与することで、セキュリティリスクを減らす取り組みを行っており、仮想デスクトップサービス (Amazon Web ServicesのVirtual Desktop Infrastructure: VDI) やクラウドファイルサーバーも利用することで、パソコン本体に情報を残さず、当監査法人内のネットワーク内というセキュリティの強固な環境にデータを残すという運用を行っております。その他、当監査法人の貸与パソコンは毎シャットダウン時に内部データをクリーニングしており、貸与パソコン内にもデータが残らないようにしております。この運用は系統的にセキュリティを担保することで、利用者が業務に集中できるようにするためでありさらにヒューマンエラーを防止するための方法です。

セキュリティ事故はヒューマンエラーにより発生することが多いため、ヒューマンエラーを防ぐために、「教育」と「システム」で防ぐ2つのバランスをとりながら整備運用しております。



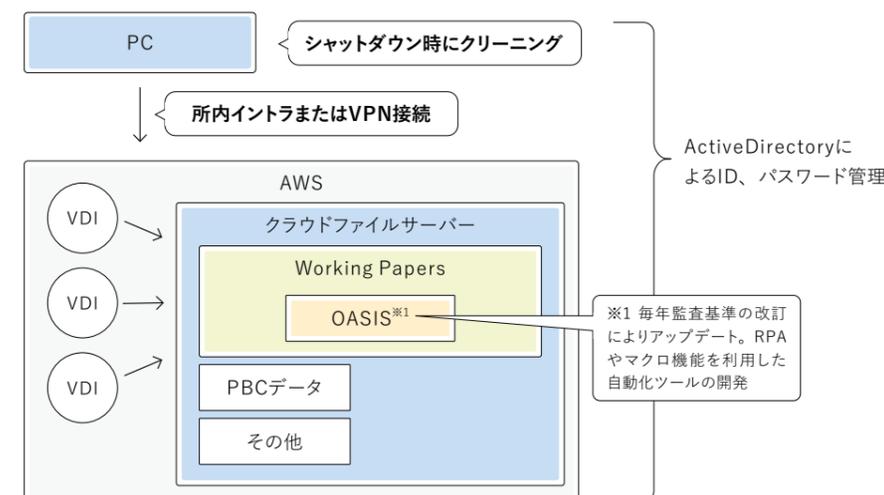
ICTチーム

監査業務のDX

当監査法人では、監査ツールとして、日本公認会計士協会が公表している「財務諸表監査・内部統制監査の手引」や監査基準等を参考に独自の監査ツール「OASIS」を開発し、これを電子調書アプリケーションの「Case Ware Working Papers」にインポートする形で監査調書の電子化運用をしております。これは、電子調書アプリケーションを利用することで、印刷の時間をなくし、監査時間を確保することができるほか、昨今問題になっている監査調書の改ざん防止もでき、そのほか監査チームメンバーの作業状況もタイムリーにモニタリングすることができるため、導入を行っております。

また、当監査法人では、監査ツールの自動化も進めております。昨今は監査業務で利用する会計帳票類の多くがペーパーレス（データ）化されており、データとしての利用が簡単にできるようになってきているため、RPAやマクロ機能を利用したデータクレンジング、実証的分析の準備、調書作成（文書化）の自動化を進めております。一方で、ペーパーレス（データ）化の進んでいない企業もまだあり、そういった監査クライアントでも対応できるよう、AIを利用した光学的文字認

識（OCR）により、紙の書類をスキャンすることでデータ化し、有効性を下げることなく効率性を向上できるよう開発・整備運用しております。



ICT専門職員の配置

ICTの進歩は著しく、昨今の人手不足から企業のICTへの依存度は高い状態となっております。そのため、監査業務でもシステム監査の重要性が高くなっており、当監査法人ではICTチームでもシステム監査ができるよう、研修や一部の資格取得を推奨する等を行っております。ICTの専門家がシステム監査を行うことにより、品質の高い監査を実現することができるだけでなく、セキュリティリスクの発見や昨今のIT情勢等の情報提供等の付加価値を提供できると考えております。

また、当監査法人内においてもICTへの依存度が高くなっているなか、専門職員のICTトラブル対応等、監査業務の滞りが無いようサポートできる体制を考え、ICT専門職員を積極的に採用し、ICTチームに配置するよう進めております。

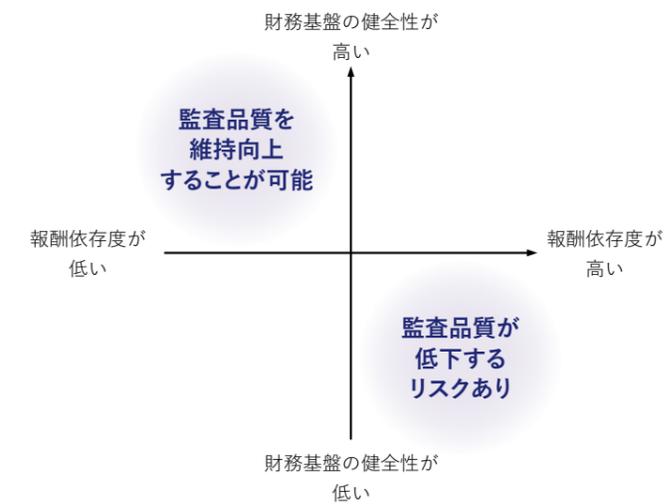
情報セキュリティ

ICTを積極的に利用するには情報セキュリティへの対応も重要な課題と捉えており、当監査法人では、情報管理規程によりパソコン、周辺機器及び電子媒体の取扱いについて、徹底した管理を定めております。また、監査業務で知りえた機密情報へはすべて仮想マシーン（VDI）からのみアクセスができ外部へ持ち出すことの困難なシステムによる管理体制を整えております。監査業務以外で取り扱うデータも管理レベルを設け、入手した情報について徹底した運用管理を行っております。

その他、当監査法人では人材の教育にも力を入れており、職員のセキュリティ意識向上を促す研修をICT部主体で行っております。研修ではセキュリティ事故防止以外にもITを利用した犯罪を取り上げることで、自衛することの意識付けを行い当監査法人全体の情報セキュリティ向上を努めております。

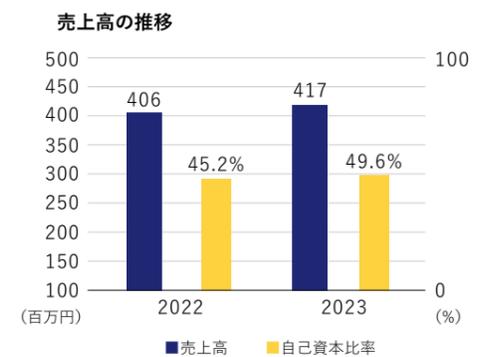
財務基盤への考え方

公正不偏の態度で、高品質の監査を維持・向上していくためには、健全な財務基盤のもと、特定の監査クライアントからの報酬に依存しないことが必要と考えております。具体的には、以下の点に留意しております。



財務基盤の健全性

監査品質を維持向上していくために必要となる人材の採用・育成やICT活用のための投資を継続していくためには、財務基盤の健全性が重要と考えております。当監査法人では、借入金をすることなく1年以上の運転資金を確保しておくとともに自己資本比率を高い水準で維持できるよう運営しております。



※負債は主に前受金(売上高の計上基準として完成基準の採用に伴うもの)です。

chapter 06

財務基盤について

報酬依存度

法人収入のうち、特定の監査クライアントからの報酬割合が高い場合、その監査クライアントとの契約が解除されることにより、法人運営に大きな支障を及ぼすことがあります。また、監査においてもその監査クライアントへ厳しく指導・批判することが困難になるリスクもあり、このような状況は、監査品質に大きな悪影響を与えると考えております。そのため、当監査法人においては、「倫理規則」で求められている15%（法人収入に占める特定監査クライアントからの収入割合が15%を超えている場合には、一般的に監査品質に悪い影響を及ぼすといわれています）ではなく、10%以下に抑えることを目指しております。

	2022年11月	2023年11月
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	7.3%	7.9%
10%超	0社	0社



chapter 07

国際対応基盤について

国際対応基盤の考え方

会計事務所業界のグローバルネットワーク契約には、より一体的に運営をする「ネットワークファーム契約」と各国の独立性を重視する「アソシエーションメンバー契約」の大きく2種類に分かれると考えております。一般的には、世界に数十、数百拠点もあるような規模の大きなグローバルクライアントを複数社担当しているような場合には、ネットワークファームとしてグループ監査をしたり、より一体的に運営をする「ネットワークファーム契約」の方が監査品質の維持向上に大きなメリットがあると考えますが、当監査法人においては、そのようなクライアントを複数社担当するような状況になく、各国の独立性を重視する「アソシエーションメンバー契約」の方が、日本のプレゼンテーションを維持することができ、大きなメリットがあると考え、アソシエーションネットワークに加盟しております。アソシエーションネットワークの場合、得意としている分野（監査、税務、アドバイザリー）が異なる場合や、地域によって品質に差がある場合があるため、そのリスクを低減するために世界で2番目と8番目の規模を持つ2つのネットワークに加盟しております。

海外ネットワーク概要

当法人は日系企業、特に中小企業に対する海外進出サポートやグループ監査における監査品質の強化・充実を目的として、AGN InternationalとAllinial Globalの2つのアソシエーションネットワークに加盟しております。これにより、2つの団体の日本におけるメンバーファーム事務所としてそれぞれの海外ネットワークを利用したグローバルサービスを提供しております。

AGN International、Allinial Global共にアソシエーションの契約形態のため、倫理規則上のネットワークファームには該当いたしません。

それぞれのネットワークに所属しているファームの監査品質を一定に保つため、クライアントの子会社の監査を海外ネットワークに依頼する際は現地に赴き日本側でコントロールの出来るグローバルサービスができるよう対応しております。

AGN, Allinial Global との連携によるサービスの特徴

ナレッジの共有

世界各国の会計事務所と連携することで、それぞれの国・都市特有の会計・税・マーケット情報といった“最新”のナレッジを共有しております。ファーム毎で個別に連携するだけでなく、世界各都市のメンバーファームが一同に会して定期的に会計や税をテーマにディスカッションする機会（Global conferenceやRegional conferenceなど）を設けており、相互の連携強化はもちろん、IFRSやUSGAAPを含めた各国の諸制度に対する知識を共有しております。

独立性

全世界共通のマニュアルを整備し、所属するメンバーファームはそれを遵守することが求められているネットワークファームの契約形態ではなく、AGN International及びAllinial Globalはナレッジの共有や相互連携によるグローバルサービスの展開という国際会計事務所ならではのメリットを享受しつ

つも、サービスの提供にあたっては各メンバーファームに独立性が認められております。マニュアルを通じてサービスの品質を担保するのではなく、應和グループ独自の「プロフェッショナルリズム」を通じて高品質のグローバルサービスを提供することが他の国際会計事務所にはない特徴です。

グループ監査の方針

グループ監査時に海外子会社の監査人の結果を利用する場合には、強制的に当監査法人が加盟しているネットワークのメンバーを選定することなく、その都度、監査クライアントと協議し決定しております。そのため、同じネットワークのメンバーであっても、毎年インストラクションの説明を丁寧に実施するほか、必要に応じて現地にも往査し、利用する監査人の信頼性を適時適切に確認するよう方針を決めております。近年の不正事例としては海外子会社で発生していることも多く、海外監査人に100%任せきるのではなく、親会社監査人と積極的に関与・ハンドリングし、監査の品質を維持向上できるように努めております。



世界8位

AGN International

世界80カ国、200ファーム、約12,000人のプロフェッショナルスタッフが所属しております。

地域拠点及び主な加盟国

1 ASIA PACIFIC
オーストラリア・バンクラデシュ・中国・香港・インド・インドネシア・日本・韓国・マレーシア・シンガポール・ベトナム・タイ・台湾 and more...

2 CENTRAL & SOUTH AMERICA
アルゼンチン・ボリビア・チリ・パナマ・ブラジル・ペルー・ベネズエラ and more...

3 EUROPE, MIDDLE EAST & AFRICA
オランダ・ノルウェー・フランス・ドイツ・イタリア・ポルトガル・ギリシャ・イギリス・スペイン・ロシア・スウェーデン・スイス・エジプト・イスラエル・イラン・カタール・サウジアラビア and more...

4 NORTH AMERICA
アメリカ・カナダ・メキシコ



世界2位

Allinial Global

世界105カ国、261ファーム、約31,000人のプロフェッショナルスタッフが所属しております。

地域拠点及び主な加盟国

A ASIA PACIFIC
オーストラリア・バンクラデシュ・中国・インドネシア・日本・韓国・マレーシア・ニュージーランド・フィリピン・シンガポール・台湾、中華民国・タイ・ベトナム and more...

B AMERICA
アルゼンチン・ブラジル・カナダ・ケイマン諸島・メキシコ・アメリカ・バージン諸島 and more...

C EMEIA (Europe, the Middle East, India, and Africa)
オーストリア・ベルギー・デンマーク・エジプト・フランス・ドイツ・インド・アイルランド・イスラエル・イタリア・オランダ・ナイジェリア・ノルウェー・ポーランド・ロシア連邦・サウジアラビア・南アフリカ・スペイン・スウェーデン・スイス・トルコ・アラブ首長国連邦・イギリス and more...

chapter 08

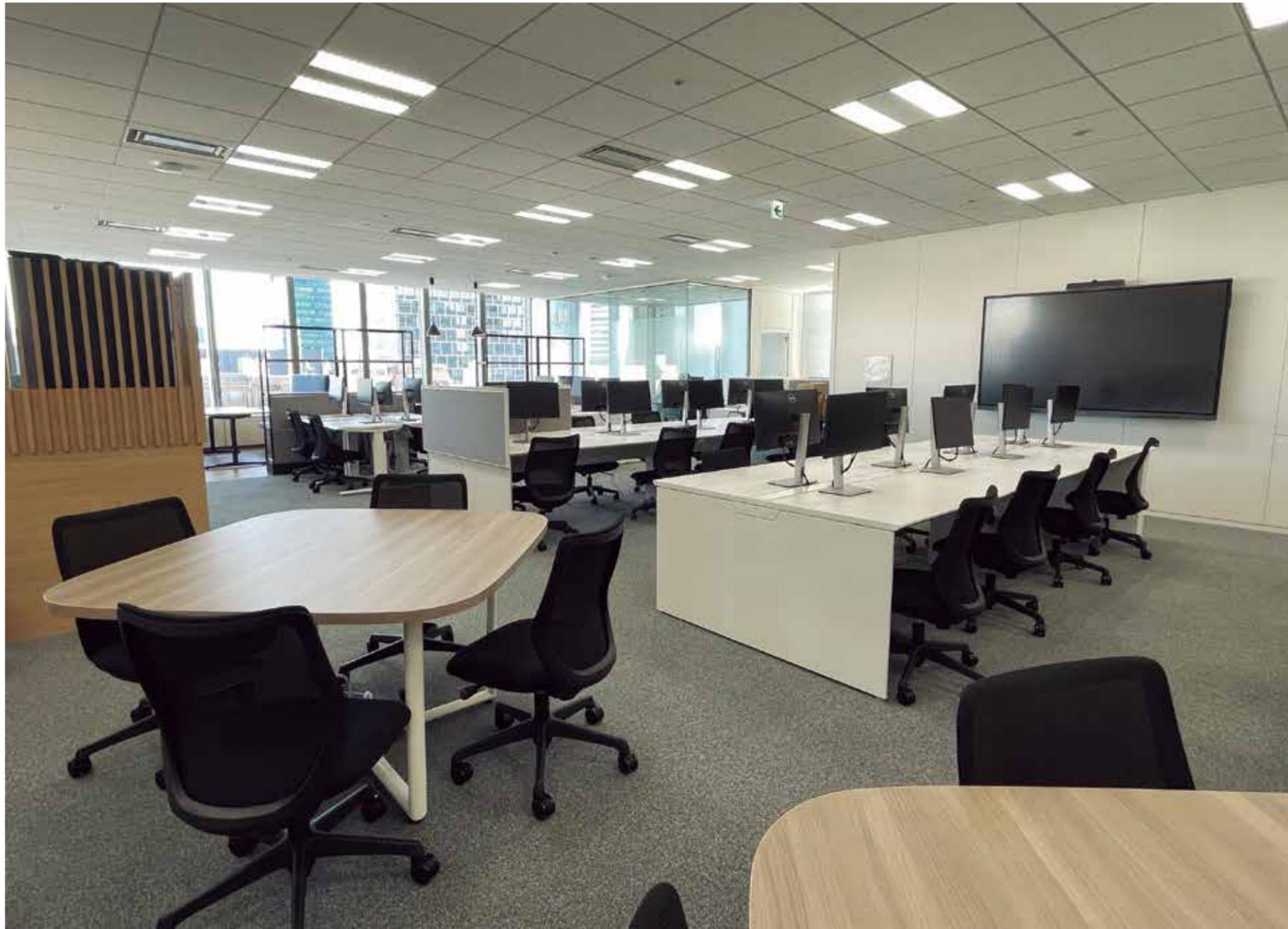
應和監査法人について

事務所概要	35
ガバナンスコード対応状況	38

事務所概要

- 法人名： 應和監査法人 (Ohwa&CO.)
 所在地： 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング
 総括代表社員： 澤田 昌輝
 構成員数： 39人 (2023年11月30日時点)
 内訳： 社員5名
 会計士15名 (非常勤会計士を含む)
 監査補助専門職員 (資格合格者を含む) 16名
 事務職員3名
- 沿革：
 2007年5月1日 監査業務、支援業務を目的に成立監査法人として設立
 2008年7月1日 應和監査法人に改称
 2013年4月 AGN International Ltdのネットワークに
 メンバーファームとして加入
 2023年7月 Allinial Globalのネットワークに
 メンバーファームとして加入
- 登録： 日本公認会計士協会 上場監査事務所登録制度 登録
 (注：2024年1月30日登録手続完了)
- 上場監査企業： 相模ゴム工業(株)
 (株)栄電子
 大伸化学(株)
 地盤ネットホールディングス(株)
 ソレキア(株)
 (株)コパ・コーポレーション
 G-FACTORY(株)
 (株)クロスフォー
 アクシスコンサルティング(株)
 (株)早稲田学習研究会
 (2023年12月31日時点)
- 海外提携先*： AGN International、Allinial Global

*AGN International、Allinial Globalに加盟する独立したメンバーファーム
 契約であり、公認会計士法上のネットワークファームではありません。



ガバナンスコード対応状況

原則1：【監査法人が果たすべき役割】

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

行動指針	対応状況
<p>1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人では、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類のほか財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の構成的な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する」という“公認会計士法1条”の公認会計士の使命を理念とし、監査の品質維持・向上に取り組んでおります。これは、ただ厳格に監査を実施し、批判的に指導する事を意味しているものではなく、「指導的機能」と「批判的機能」の両輪で監査を実施し、もって「会社の健全な発展」に寄与していくことだと考え、全構成員でこの価値観を共有しております。詳細は、“01総括代表社員から”「ご挨拶」、「経営理念」(P05~P07)に記載しております。</p>
<p>1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>詳細は、“01総括代表社員から”「ご挨拶」、「経営理念」(P05~P07)に記載しております。また、“02AQI”「経営理念及び品質管理に対する考え方の理解」(P11)もご参照ください。</p>
<p>1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>詳細は、“01総括代表社員から”「ご挨拶」、「経営理念」(P05~P07)、04人的基盤について”(P21~P23)に記載しております。また、“02AQI”「経営理念及び品質管理に対する考え方の理解」(P11)もご参照ください。</p>
<p>1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>社員（パートナー）5名を含む構成員数50名未満の組織であり、全構成員の顔が見える環境にあることから、このメリットを生かし、各構成員が日常から密なコミュニケーションを取り、お互いに尊重しつつも批判しあえる文化を醸成しております。詳細は、“01総括代表社員から”「ご挨拶」、「経営理念」(P05~P07)に記載しております。また、“02AQI”「経営理念及び品質管理に対する考え方の理解」(P11)もご参照ください。</p>
<p>1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>詳細は、“01総括代表社員から”「経営理念」(P06~P07)に記載しております。なお、監査法人の構成員は原則として常勤職員を採用しており、非常勤職員に対しても、監査業務の兼業は認めておりません。</p>
<p>1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。</p>	<p>詳細は、“01総括代表社員から”「経営理念」(P06~P07)及び“07国際対応基盤について”(P32~P33)に記載しております。</p>

原則2：【組織体制】（マネジメント）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

行動指針	対応状況
<p>2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>前述したとおり、全員の顔が見える組織規模であり、社員（パートナー）数は5名でもあることから、組織運営はシンプルであり、特別な経営機関を設置し運営する必要は無いと考えております。そのため、社員会を経営の中心とし、社員会で執行状況の共有及びモニタリングすることで運営しております。詳細は、“01総括代表社員から”「ガバナンス体制について」(P08~P09)に記載しております。</p>
<p>2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ○監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ○監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ○法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ○監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</p>	<p>詳細は、“01総括代表社員から”「ガバナンス体制について」(P08~P09)に記載しております。</p>
<p>2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>詳細は、“01総括代表社員から”「ガバナンス体制について」(P08~P09)に記載しております。</p>

原則3：【組織体制】（ガバナンス）

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

行動指針	対応状況
<p>3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>全員の顔が見える組織規模であり、社員（パートナー）数は5名でもあることから、組織運営は比較的シンプルであり、経営の外部の常設機関による経営機能の監視は必要無く、各社員間の相互監督により経営の実効性を確保できていると考えています。ただし、法人顧問として外部の弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家が就任しており、毎月1回顧問を交えた会議を開催し、彼らから経営機能の実効性について適切なアドバイスを受ける体制を整備しております。詳細は、「01総括代表社員から」「ガバナンス体制について」（P08～P09）に記載しております。</p>
<p>3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	
<p>3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ○組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ○経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ○法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ○内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ○被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	
<p>3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	

原則4：【業務運営】

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

行動指針	対応状況
<p>4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>主に構成員全員が出席する定期的な研修会や全体会議においてトップの考え方を全構成員に伝達し、ディスカッションを行うことにより監査の品質維持・向上に係る双方のコミュニケーションを図っております。また、業務執行社員が構成員とともに現場で作業をする際においても、自由闊達な意見交換や議論をしています。詳細は、「01総括代表社員から」「経営理念」、「ガバナンス体制」（P06～P09）、「03品質管理体制について」（P14～P19）に記載しております。</p>
<p>4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>各構成員の報酬は、給与テーブルがベースとなっており、「職業的懐疑心の発揮に関するスキル」、「会計・監査に係る知見」、「経験」等を加味して決定され、その内容は1年に3～4回のパートナー面談においてフィードバックされております。詳細は、「04人的基盤について」（P21～P23）に記載しております。</p>
<p>4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ○法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ○法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ○法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>アサイン担当社員は、監査スタッフのアサイン時にそれぞれの被監査会社の状況に応じた適切な監査品質を確保すること、及び各構成員が幅広い知見や経験を獲得しうることに留意して適切な人材を適切な業務にアサインするよう工夫しております。詳細は、「01総括代表社員から」「経営理念」、「ガバナンス体制」（P06～P09）、「03品質管理体制について」（P14～P19）及び「04人的基盤について」（P21～P23）に記載しております。</p>
<p>4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>被監査会社の経営幹部及び監査役等とは経営者ディスカッション等を通じて公式上のコミュニケーションを図る他、非公式のコミュニケーションも随時実施しており、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を行っています。また、監査現場レベルにおいても同様に被監査会社との間で十分な意見交換を図っています。【事実認識】と【コミュニケーション】に関しては、当監査法人の最重要事項と認識しており、その詳細は、「01総括代表社員から」「経営理念」（P06～P07）及び「03品質管理体制について」（P14～P19）に記載しております。</p>
<p>4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>内部及び外部からの通報制度の詳細は、「03品質管理体制について」（P14～P19）に記載しております。</p>

原則5：【透明性の確保】

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

行動指針	対応状況
<p>5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本報告書を作成し、被監査会社へ説明をさせていただいているほか、ホームページにも公表し、全ての関係者が理解できるよう努めております。</p>
<p>5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ○法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ○監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ○監査法人における品質管理システムの状況 ○経営機関等の構成や役割 ○監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ○監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ○規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ○特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ○海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ○監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価* 	<p>全ての項目について、本報告書に記載しております。</p>
<p>5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ○グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ○会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ○会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>詳細は、「01総括代表社員から」「経営理念」(P06~P07)及び「07国際対応基盤について」(P32~P33)に記載しております。</p>
<p>5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>本報告書を作成し、被監査会社へ説明をさせていただいているほか、ホームページにも公表し、全ての関係者が理解できるよう努めております。また、外部の顧問専門家にも説明し、適宜助言をいただくようにしております。</p>
<p>5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>本原則の適用の状況や監査品質向上に向けた取り組みの実効性を定期的（原則毎年）に評価し、「本報告書のアップデート」及び「業務及び財産の状況に関する説明書類の作成」をすると同時に組織的運営にフィードバックしております。</p>
<p>5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>本報告書にかかる被監査会社や利害関係者からの意見を社員会へ報告し、組織的運営にもフィードバックするようにしております。</p>

Ohwa & Co.
應和監査法人



應和監査法人
tel: 03-6848-6025 fax: 03-6848-6027
e-mail: info@ohwa-audit.co.jp
www.ohwa-audit.co.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田
神保町1-105 神保町三井ビルディング

